十三　アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ	さくら属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	輸出国の政府機関によりその栽培地において行われた*Apios porina morbosa*を発見するために適切と認められる方法による検査の結果*Apios porina morbosa*に侵されていないこと。
十四　アメリカ合衆国	くり属植物及びこなら属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの並びにこれらの植物の種子及び果実を除く。）及びこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分（これらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの	1　生植物については、輸出国の政府機関により栽培地においてその栽培された*Bretziella fagacearum*（ナラ類しおれ病菌）に侵されていないこと。 2　生植物については、輸出国の政府機関により行われた摂氏七十七度以上で七十五分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件の熱処理の結果*Bretziella fagacearum*（ナラ類しおれ病菌）に侵されていないこと。
十五　全ての地域	第五条第一号から第三号までに掲げる指定物品（中古のものに限る。）	清掃が行われ、輸出国の政府機関により行われた検査の結果土又は植物残さがないこと。

別表二の二の項の地域の欄中「スーダン、スリナム」を「スーダン」に改め、「レユニオン」の下に「、スリナム」を加え、同表の三の項の地域の欄中「ニュー・カレドニア」を「ニューカレドニア」に改め、同表の十四の項の地域の欄中「欧州（キプロスを除く。）、シリア」を「欧州（キプロスを除く。）」に改め、「イスラエル」の下に「、シリア」を加え、同表の十七の項の次に次のように加える。

十八　アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ホンジュラス、メキシコ	あかてつ、アビウ、あんず、イエローピタヤ（付表第八十三に掲げるものを除く。）、いちじく、カンボマネシア・キサントカルパ、キウイフルーツ、くだものとけい、クリソフィルム・ゴノカルプム、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サポジラ、ジアゼイロ、ジグイド・ジョアンネジア、すもも、パパイヤ（付表第八十二に掲げるものを除く。）、びわ、フェイジョア（付表第八十三に掲げるものを除く。）、まるめろ、マンゴウ（付表第八十四に掲げるものを除く。）、マンゴスチン（付表第八十五に掲げるものを除く。）、みかん属植物（こーひーのき属植物（付表第八十八に掲げるものを除く。）、ゆずに掲げるものを除く。）、ユーゲニア属植物（付表第八十九に掲げるものを除く。）、ライム及びレモン（付表第九十に掲げるものを除く。）、りんご属植物（付表第九十一に掲げるものを除く。）及びりんご属植物の生果実	*Anastrepha fraterculus*（ミバエ科ミバエ）

ネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ	十九　アルゼンチン、エクアドル、コロンビア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア	すいか、ゆうがお、かぼちゃ属植物及びきゅうり属植物の生果実	*Anastrepha grandis*	
ポジラ、ジジフス・ジョアゼイロ、ジズエラニア・グイドニア、すもも、パパイヤ（付表第八十二に掲げるものを除く。）、びわ、フェイジョア（付表第八十三に掲げるものを除く。）、まるめろ、マンゴウ（付表第八十四に掲げるものを除く。）、マンゴスチン（付表第八十五に掲げるものを除く。）、みかん属植物（こーひーのき属植物（付表第八十八に掲げるものを除く。）、ゆずに掲げるものを除く。）、ユーゲニア属植物及びりんご属植物の生果実	二十　エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ホンジュラス、メキシコ	カシューナッツ、くだものとけい、ごれんし、さくろ、なし、フェイジョア、ふとも、マメーサポテ、マメーリンゴ、まるめろ、マンゴウ（付表第八十五に掲げるものを除く。）、もも、モンビン、ロコトとうがらし、かき属植物、カシミロアア属植物、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、みかん属植物（らいむ及びれもん並びに付表第三十に掲げるものを除く。）の生果実	*Anastrepha ludens*（メキシコミバエ）	
二十一　エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ホンジュラス、メキシコ	アセロラ、アーモンド、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すもも、なし、びわ、マヤナッツ、マンゴウ（付表第四十三、第五十一及び第八十五に掲げるものを除く。）、あかてつ属植物、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ふとも属植物及びユーゲニア属植物の生果実	*Anastrepha obliqua*（ニシインドミバエ）	
二十二　アメリカ合衆国（フロリダ州に限る。）、西インド諸島、フランス領ギアナ	アキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしようがき、すもも、なしようがき、びわ、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ふとも属植物、みかん属植物（らいむ及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実（付表第八十六に掲げるものを除く。）	*Anastrepha sespensa*（カリブミバエ）		